

# 施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報		施設番号	s01843	住所(所在地)	松阪市飯高町宮前704番地2					
		施設名称	飯高老人福祉センター（飯高老人福祉センター（飯高））							
		根拠条例	松阪市飯高老人福祉センター条例	設置年度	昭和56年度					
		担当部署	福祉部(福祉事務所) 福祉ささえあい課	財産区分	12 公共用財産					
		設置目的	地域の高齢者、その他の住民に対し、各種の相談、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に供与し、明るく生きがいのある生活の推進を図るために設置。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	28 台		
	土地	敷地面積	1210.00 m <sup>2</sup>	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	飯高老人福祉センター（飯高）			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階			
		用途	老人施設		建築年月日	昭和57年 3月20日		建物取得費	233,470,000 円	
		延床面積	849.42 m <sup>2</sup>		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 以上 画改 修等 3の 0履	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
	リスク・高機能化対応度	エレベーター設置済 バリアフリー化対応済								
	管理・運営上の問題点	建築後33年が経過し、建物が老朽化しており、細かな修繕が必要となっている。合併浄化槽汚水マス改修が必要だが、100万を超える工事となるため、経過を見ながら予算化の予定。調理室のガスコンロ、ガスオーブンが老朽化しており、使用できなくなった場合に取替え修繕が必要となる。非常勤職員を5名置いているが、人員が不足する時がある。 放課後児童クラブ、スマイルキッズの子供たちが遊ぶ場にもなっており、備品が壊されることもある。電気、水道を使っているため、使用料を徴収するかどうか検討したい。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	当該地区にとって地域振興の重要な施設である上、機能移転する場も無いことから、現状のままでも継続していく。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	9:00-17:00,17:00-22:00		休館日	火曜日、祝日の翌日		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容	センター利用者の受付、施設管理業務及び夜間管理業務				
	正規職員	0.10 人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	5.00 人	合計	5.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
維持管理経費					運営・事業等経費					
光熱水費					0					
保守点検委託料					指定管理委託料					
賃借料					その他の経費					
修繕費					②小計					
その他の経費					0					
人件費					財源					
職員等					補助金等収入					
非常勤職員					使用料等収入					
					その他収入					
①小計					③年間収入合計					
16,547,718					163,404					
④合計(①+②)-③					市民一人あたりのコスト					
16,384,314 円					97.53 円					
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H26実績(詳細)			
				H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)		
	会館日数		日	301	303	301				
	利用件数		件	1,111	1,103	1,077				
	利用延人数		人	13,037	11,975	11,933				
類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設		宮前診療所、飯高歯科診療所				
特記事項	避難場所指定あり 貸館業務は有料無料を合わせて1,000件を超えており、十分に活用している。 修繕用は緊急時に備えて予算化しているが、それを超える修繕が必要となれば補正等で予算化し、対応していく。老朽化しているため、大規模な修繕が必要となる場合がある。 指定管理制度についても、地元住民協議会で検討委員会を立ち上げる予定。									